

## 付議第 11 号

平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告に係る意見聴取に関する議案

平成26年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会を経るべき事件の議案について意見を述べること。



## 1 平成25年度退職手当・専決額について

単位：人、千円

	25年度当初予算 ①		25年度2月補正額 ②		25年度予算 (2月補正後) ③=①+②		25年度 決算額 ④		不足額 (=専決額) ⑤=④-③	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
定年	167	4,020,795	0	106,108	167	4,126,903	167	4,140,445	0	13,542
勸奨	106	2,536,742	30	737,582	136	3,274,324	138	3,296,184	2	21,860
普通	19	163,096	0	19,448	19	182,544	26	240,244	7	57,700
死亡	7	112,826	▲ 3	▲ 33,047	4	79,779	5	100,279	1	20,500
小計(正職員)	299	6,833,459	27	830,091	326	7,663,550	336	7,777,152	10	113,602
臨時	824	100,030	0	▲ 1,828	824	98,202	759	93,634	▲ 65	▲ 4,568
合計(正職員+臨時)	1,123	6,933,489	27	828,263	1,150	7,761,752	1,095	7,870,786	▲ 55	109,034
失業者			2	897	2	897	1	526	▲ 1	▲ 371
教育長							1	2,340	1	2,340
総計	1,123	6,933,489	29	829,160	1,152	7,762,649	1,097	7,873,652	▲ 55	111,003

## 2 退職手当不足の要因など

- 退職手当の2月補正については、次のとおり見積もっている。
  - ① 平成25年10月15日付けの教育長通知によって、定年前に退職する場合には12月6日までに申し出る旨を職員に周知し、その申し出分を計上。
  - ② 2月補正予算は、財政課への提出締切時までの退職申し出分を計上。
  - ③ 3月末までの退職見込者について、人事主管課(教育政策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)から情報の提供を受けて計上。
  - ④ さらに、人事主管課と協議のうえ、一定の余裕(勸奨14名分<335,571千円>)を計上。  
 $14人 \approx 3,519人 \times 3.86\% - 122人$   
 ※3,519人：50～59歳の在職者数(H25. 4. 1現在)  
 3.86%：過去3ヶ年のうち、50～59歳の在職者に占める勸奨退職者の最高割合(H22年度)  
 122人：H25. 4. 1～H26. 1. 6の勸奨退職者数(実績)

○ しかしながら、平成25年度においては、2月補正予算見積書の提出後に余裕分14名を16名超える30名の退職の申し出であったもの(なお、2月補正時に計上したうち5名が退職の取消等を行っている。)

○ 退職者の増については、臨時教員・時間講師の雇用により対応。

## 3 平成25年度退職手当の不足への対応について

- 3月31日付け専決予算で対応。  
 ・2月議会閉会后でないと、退職手当決算額を確定できないため。  
 (職員からの新たな退職の申し出や、職員の死亡の可能性もあるため。)

## 4 平成26年度以降の補正予算の見積について

- (1) 退職手当の2月補正時は、財政課長内示までは予算見積書を差し替えるなど、できるだけ精度の高い補正予算見積となるようにする。
- (2) 人事主管課と、より連携を強化し、より精度の高い退職の情報を入手する。